

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
独立行政法人日本学生支援機構情報セキュリティリスクに係るガバナンス体制運用支援業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.6.7	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3	6700150000871	本件企画競争による公募において提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、当該企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	29,999,160	-	-				企画競争
日本学生支援債に係るESG評価の認証等の取得に関する契約	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.6.12	ヴィジオSAS 40, rue Jean Jaurès, 93170 Bagnollet, France		本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	4,000,000	-	-				企画競争
平成30年度大阪日本語教育センター夏季校外学習実施に係る手配業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.6.13	株式会社大阪旅行 大阪府大阪市東淀川区淡路4丁目5番16号	1120001053372	本件企画競争による公募において提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、高い評価を得た企画提案書の提出者を契約予定者として選定していることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	4,097,220	-	-				企画競争
平成30(2018)年度日本留学フェア(国際教育展:中国)の実施に係る展示スペース等の申込み	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.6.26	Fairlink Services Ltd. Room 1105, Tower B, SOHO New Town, No.88 Jianguo Road, Chaoyang District, Beijing 100022, China		本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日中双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であり、事業(フェア)の主催者側が指定した事業者であるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	15,341,368	-	-				随意契約 (海外での契約)
「Student Guide to Japan 2018-2019」インドネシア語版	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.6.26	PT. COKRO PANGUKIR CAHAYA Verawati Jl.Percetakan Negara II Makam No.11, Jakarta Pusat		「Student Guide to Japan 2018-2019」インドネシア語版の作成については、インドネシア語原稿であるため、日本語環境のパソコンで編集した場合、文字化けやレイアウトが崩れる恐れがあり、インドネシア事務所職員がネイティブチェックができること等によりインドネシア国内業者に委託する。本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	2,050,906	-	-				随意契約 (海外での契約)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。